

# 森林整備工事共通仕様書

(平成28年9月改正)

高 知 県

# 目 次

## 第1章 総 則

### 第1節 総 則

適 用 (第1条) . . . . .	1
主任技術者 (第2条) . . . . .	1
監理技術者 (第3条) . . . . .	2
施工管理 (第4条) . . . . .	2
材料の撤入及び管理 (第5条) . . . . .	2
付近の住民との関係 (第6条) . . . . .	2
事故報告書 (第7条) . . . . .	2

## 第2章 材 料

### 第1節 苗 木

品 質 (第8条) . . . . .	3
規 格 等 (第9条) . . . . .	3
苗木の調達 (第10条) . . . . .	3
苗木の検査 (第11条) . . . . .	3
苗木の記録 (第12条) . . . . .	4

### 第2節 木 材 等

一 般 (第13条) . . . . .	4
丸 太 材 (第14条) . . . . .	4
唐 竹 (第15条) . . . . .	4
杉 皮 (第16条) . . . . .	4

### 第3節 石 材 等

一 般 (第17条) . . . . .	4
野 面 石 (第18条) . . . . .	4
雑 石 (第19条) . . . . .	4
詰 石 (第20条) . . . . .	4

### 第4節 芝、萱、わら製品等

一 般 (第21条) . . . . .	5
芝 (第22条) . . . . .	5
目 串 (第23条) . . . . .	5
客土、目土 (第24条) . . . . .	5
種 子 (第25条) . . . . .	5
肥 料 等 (第26条) . . . . .	5
萱、雑草木株 (第27条) . . . . .	5
わら、しゅろの加工品 (第28条) . . . . .	5
袋 類 (第29条) . . . . .	5
鉄 線 籠 (第30条) . . . . .	5
鉄 丸 釘 (第31条) . . . . .	6
亜鉛引鉄線 (第32条) . . . . .	6
2次製品、その他 (第33条) . . . . .	6

## 第3章 植 栽

第1節	地ごしらえ	
	一 般 (第34条) . . . . .	6
	伐採、メリ払い等 (第35条) . . . . .	6
	巻 枯 ら し (第36条) . . . . .	6
	雑草木等の処理 (第37条) . . . . .	6
	全 刈 (第38条) . . . . .	6
	筋 刈 (第39条) . . . . .	6
	巢 (坪) 刈 (第40条) . . . . .	7
	地ごしらえの方法 (第41条) . . . . .	7
	前生樹の残置 (第42条) . . . . .	7
	火入れの禁止 (第43条) . . . . .	7
	張芝等の地ごしらえ (第44条) . . . . .	7
	そ の 他 (第45条) . . . . .	7
第2節	仮 植	
	仮 植 地 (第46条) . . . . .	7
	苗木の運搬 (第47条) . . . . .	7
	仮 植 (第48条) . . . . .	7
	標 識 (第49条) . . . . .	8
第3節	植 付 け	
	時 期 (第50条) . . . . .	8
	苗木の選別 (第51条) . . . . .	8
	小 運 搬 (第52条) . . . . .	8
	植 穴 (第53条) . . . . .	8
	植付け (第54条) . . . . .	9
第4節	基 肥 等	
	基 肥 (第55条) . . . . .	10
	土壤改良剤 (第56条) . . . . .	10
第5節	支 柱 等	
	一 般 (第57条) . . . . .	10
	3本立支柱 (第58条) . . . . .	10
	鳥居型支柱 (第59条) . . . . .	10
	唐 竹 支 柱 (第60条) . . . . .	10
	添 木 (第61条) . . . . .	10
	ぬのつなぎ (第62条) . . . . .	11
	特 殊 支 柱 (第63条) . . . . .	11
第6節	張 芝	
	べ た 張 (第64条) . . . . .	11
	目 地 張 (第65条) . . . . .	11
	市 松 張 (第66条) . . . . .	11
	串 止 め (第67条) . . . . .	11
第4章	保 育	
第1節	補 植	
	補 植 (第68条) . . . . .	11
第2節	下 刈	
	一 般 (第69条) . . . . .	11
	全 刈 (第70条) . . . . .	12

	条 刈 (第71条) . . . . .	1 2
第3節	つる切り	
	つる切り (第72条) . . . . .	1 2
第4節	追肥	
	追肥 (第73条) . . . . .	1 2
第5節	除伐	
	除伐 (第74条) . . . . .	1 2
第6節	枝落し	
	枝落し (第75条) . . . . .	1 3
第7節	本数調整伐	
	本数調整伐 (第76条) . . . . .	1 3
<b>第5章 簡易施設</b>		
第1節	鉄線籠工	
	鉄線籠工、(第77条) . . . . .	1 4
第2節	丸太積土留工	
	丸太積土留工 (第78条) . . . . .	1 4
第3節	柵工	
	一般 (第79条) . . . . .	1 4
	編柵工 (第80条) . . . . .	1 5
	丸太柵工 (第81条) . . . . .	1 5
	2次製品を用いた柵工 (第82条) . . . . .	1 5
第4節	筋工	
	一般 (第83条) . . . . .	1 5
	石筋工 (第84条) . . . . .	1 5
	萱筋工 (第85条) . . . . .	1 5
	丸太筋工 (第86条) . . . . .	1 5
	芝筋工 (第87条) . . . . .	1 5
	植生袋筋工 (第88条) . . . . .	1 6
	その他2次製品を用いた筋工 (第89条) . . . . .	1 6
第5節	作業用歩道	
	一般 (第90条) . . . . .	1 6
<b>第6章 かし担保</b>		
第1節	枯補備	
	植栽木 (第91条) . . . . .	1 6
	張芝 (第92条) . . . . .	1 7
第2節	工作物補償	
	一般 (第93条) . . . . .	1 7

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 総 則

(適 用)

第 1 条 この森林整備工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、高知県が発注する森林整備関係業務、その他これらに類する工事（以下「森林整備工事」という。）の施工に適用する。

2 設計書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

3 この仕様書は、契約の適正かつ円滑な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(主任技術者)

第 2 条 受注者は、受注した森林整備工事を施工しようとするときは、その森林整備工事に関し、次の各号のいずれかに該当する者で、その森林整備工事の施工の技術をつかさどる者（以下、「主任技術者」という。）を置かなければならない。

(1) 技 術 士：技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）に規定する技術士の登録を受けた者。ただし、森林土木、又は林業部門に限る。

(2) 林 業 技 士：（社）日本林業技術協会の認定する林業技士。  
ただし、森林土木又は経営部門に限る。

(3) 森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 8 7 条第 3 項に規定する林業普及指導員の資格を有している者。  
ただし、ここでいう林業普及指導員には、改正前の森林法の規定による資格（林業専門技術員、林業改良指導員）を含むものとする。

(4) 林業作業士：知事又は認定団体の長によって、林業作業士として認定された者。

(5) 学校教育法に定める学校において、林業に関する学科を修めた者で、森林整備関係業務に関する職務経験（設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事し、若しくは施工技術上の指導監督技術者として、指導に従事した経験を含む。）が、次に掲げるいずれかに該当する者。

① 高等学校を卒業した後 5 年以上

② 大学、又は高等専門学校を卒業した後 3 年以上

(6) 森林整備関係業務に関する職務経験（設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事し、若しくは施工技術上の指導監督技術者として、指導に従事した経験を含む。）が、次に掲げるいずれかに該当する者。

① 旧実業学校卒業程度検定規定による検定で、林業に関する学科に合格した後 5 年以上。

② 専門学校卒業程度検定規定による検定で、林業に関する学科に合格した後 3 年以上。

(7) 森林整備関係業務に関し、1 0 年以上の職務経験（設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事し、若しくは施工技術上の指導監督技術者として、指導に従事した経験を含む。）を有する者。

- 2 高知県が発注者である森林整備工事のうち、1件の請負代金の額が、3,500万円以上のものに係る主任技術者は、工事現場ごとに「専任」の者でなければならない。
- 3 主任技術者が専任しなければならない森林整備工事のうち、密接な関係にある2以上の工事を、同一の受注者が、同一の場所又は近接した場所において施工するときは、同一の主任技術者がこれらの工事の技術を管理することができるものとする。
- 4 専任しなければならない主任技術者は、常時継続的にその森林整備工事の現場において、その職務に従事するものとし、他の工事の主任技術者又は監理技術者を兼ねることができない。ただし、専任を要しない森林整備工事及び前第3項以外の森林整備工事については、職務を適正に遂行できる範囲において、他の森林整備工事の主任技術者又は監理技術者を兼ねることができるものとする。
- 5 受注者は、受注した森林整備工事の一部を下請負に付するときは、その下請負に付した部分を除き、自ら施工する部分について、本条前各号による主任技術者をおかななければならない。また、受注者は、下請負者がその受注した森林整備工事を施工しようとするときは、その施工する期間について下請負人に、本条前各号による主任技術者を置かななければならない。

(監理技術者)

第3条 高知県から直接森林整備工事を受注した受注者は、その森林整備工事を施工するためその一部を下請負に付するときは、その下請負契約の請負代金の額（下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、4,000万円以上になる場合においては、次の各号のいずれかに該当する者で、その森林整備工事における技術上の監理をつかさどる者（以下、「監理技術者」という。）を置き、専任させなければならない。

- (1) 技 術 士： 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士の登録を受けた者。ただし、森林土木、又は林業部門に限る。
- (2) 林 業 技 士：（社）日本林業技術協会の認定する林業技士。  
ただし、森林土木又は経営部門に限る。
- (3) 前条第1項(3)号～(7)号に規定する者で、森林整備工事を高知県から直接受注、かつ、その請負代金の額が1件につき、4,000万円以上のものについて2年以上、指導監督的な実務経験（森林整備工事の設計、若しくは施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で、工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。）を有する者。
- (4) 高知県知事が、本条前各号に掲げる者と同等以上の能力を有することを、書面により認定した者。

- 2 監理技術者が専任しなければならない森林整備工事のうち、密接な関係にある2以上の工事を、同一の受注者が、同一の場所又は近接した場所において施工するときは、同一の監理技術者がこれらの工事の技術を管理することができるものとする。
- 3 専任しなければならない監理技術者は、常時継続的にその森林整備工事の現場において、その職務に従事するものとし、他の工事の監理技術者又は主任技術者を兼ねることができない。

(施工管理)

第4条 受注者は、工事施工にあたっては、高知県が定める「森林整備工事技術管理要綱」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を受注者の責任と費用により作成、保管し、監督職員の請求があった場合は、ただちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(材料の搬入及び管理)

第5条 工食用材料は、工事の工程に従い、その進捗に支障のないよう十分な計画性をもって、工事現場に搬入しなければならない。

- 2 搬入した工事用材料のうち、監督職員の指示するものは、あらかじめ監督職員の確認を受け、その指示に従い使用し、又は保管しなければならない。また、保管中においても、監督職員が必要に応じ随時点検できるようにしておかなければならない。

(付近の住民との関係)

第6条 受注者は、工事現場付近の住民その他工事の施工に直接又は間接に関係ある者に対しては、緊密な連絡及び協調を図り、いたずらに紛議等が起こらないようにしなければならない。

- 2 工事にかかる住民の要望については、速やかに監督職員に報告しなければならない。

(事故報告書)

第7条 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（労働災害報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

## 第2章 材 料

### 第1節 苗 木

(品 質)

第8条 苗木は、所定の規格以上のもので色沢が良く、枝条及び根系（細根、根毛等）が充実するとともに、病害虫の付着及び損傷がないなど、樹齢相応に良く発育し、均整のとれたものでなければならない。特に、マツ類及び広葉樹は頂芽が発達していなければならない。

- 2 苗木は、あらかじめ植え出しに耐えるよう、移植又は根回しをした細根の多い栽培品とし、山取りのうえ養成したものは3年以上栽培したものとする。

なお、特殊な場合に限り、栽培品でなくても前項と同等以上の良質のものであるときは、監督職員の承諾を得て使用することができるものとする。

- 3 刈込みものは、枝葉が密生し四方均質なものでなければならない。

(規 格 等)

第9条 高さ、胸高幹回り、枝張りの寸法は、特に記載のない限りすべて最低限度を示したものであり、いずれもこの寸法以上のものでなければならない。

- 2 枝下高は、特に記載のない限り最高限度を示したものであり、この寸法以下のものでなければならない。

- 3 苗木は、次の規格及び条件を具備しなければならない。

(1) 高さは、地際から樹冠の頂端（主枝の先端）までの垂直高とし、尖端や徒長枝は含まない。ただし、監督職員の指示により剪定前の高さとする。

(2) 胸高幹回りは、地際から高さ1.2mのところまで分枝するときは、その直上部の寸法とする。

(3) 根元径は、地際から高さ5cmの幹の直径とする。

(4) 幹が根元から2本以上直立しているもの（双幹以上）の幹回りは、各幹回りの総和の70%とする。

(5) 枝張りは、樹冠の水平幅とし、とくに記載のない限り前後左右の平均寸法とする。

(6) 枝下高は、地際から第1分枝までの垂直高とする。

(7) 株立ちは、所定の寸法以上の高さのある「ひこばえ」が、1株から指定本数以上立ったものでなければならない。

(8) 常緑樹の根鉢は、根元径の5倍以上の長さを直径とする大きさに根株を掘取り、鉢土をつけ、縄又は「こも」で堅固に根巻きしなければならない。

また、根巻きの不十分なもの及び鉢土のくずれたものは、使用してはならな

い。

- (9) 落葉樹の根鉢は、根元径の6倍以上の長さを直径とする大きさに根株を掘取り、できる限り鉢土をつけるほか、根部を濡れた「こも」で覆わなければならない。

(苗木の調達)

第10条 苗木の調達は、高知県内の生産物を優先するとともに、気象条件が植栽地に類似及び可能な限り短時間に搬入できる近傍地から求めるよう努めなければならない。

(苗木の確認)

第11条 苗木はすべて、施工現場への搬入前及び搬入後に監督職員が確認をしたものでなければならない。

2 施工区域への搬入前の確認は、原則として栽培地等で行うものとし、止むを得ない事情があるときは、これを省略して搬入後の確認に代えることができるものとする。

3 施工区域への搬入前に確認したものであっても、掘取り、荷造り、運搬等による折損及び掘り上げ後長時間放置し樹勢の衰えたものは、監督職員の確認、承諾を得て取り替えなければならない。

(苗木の記録)

第12条 受注者は、掘取り、選苗、荷造りについて立会し、その経過を記録するとともに、監督職員から請求があったときは提示しなければならない。

## 第2節 木 材 等

(一 般)

第13条 工事に使用する木材は、その使用目的に適合する強度を有する良質のものであることを要し、腐朽、裂け目その他の欠点がないものでなければならない。

2 設計図書に示された規格品等は、この仕様書によるほか JAS 規格によらなければならない。

3 設計図書に示された寸法は、製材品にあつては仕上がり寸法、素材にあつては末口寸法とする。

4 受注者は、森林整備工事の施工に伴い発生及び施工区域の周辺区域に所在、並びに周辺区域の森林施業により生産が見込まれる木材等のうち、所定の規格に合格するものは積極的にこれを使用し、供せて周辺区域の森林整備が進むよう努めなければならない。

(丸 太 材)

第14条 丸太は、スギ、ヒノキ等の所定の寸法を有する皮剥ぎ丸太で、割れ、腐朽がなく、「うらごけ」でない平滑な幹材でなければならない。また、曲がりに対しては、両端の中心を結ぶ直線が丸太の外に出ないものとする。ただし、監督職員の承諾を得たときは、皮剥ぎ丸太以外の丸太を使用することができる。

(唐 竹)

第15条 唐竹は、通直な3年生以上で所定の寸法を有し、曲がり、腐食、病害虫の付着、変色等のない良好な節止品とする。

(杉 皮)

第16条 杉皮は、大節、穴、割れ、腐れ等のない幅30cm、長さ75cm以上の良品を使用しなければならない。

## 第3節 石 材 等

(一 般)

第17条 工事に使用する石材は、使用目的に適合する強度を有し良質で、耐久性、じ



ん性及び耐摩耗性を有していることを要し、裂け目その他の欠点がないものでなければならない。

(野面石)

第18条 野面石は、天然に産出するもので稜線が明らかでなく、かつ、備平でない築石で、控長が所定のもの以上でなければならない。

(雑石)

第19条 雑石は、玄能払いの程度で稜線が明らかとならない築石で、控長が所定のもの以上のものでなければならない。

(詰石)

第20条 詰石は、天然石又は破砕石で所定以上の径を有するとともに質の硬いものであることを要し、備平なもの及び細長いものを含んではならない。

## 第4節 芝、萱、わら製品等

(一般)

第21条 工事に使用する材料は、設計図書に示された品質、形状、寸法を有し、使用目的に適合したものでなければならない。

(芝)

第22条 芝は、原則として土付き芝とし、根がらみの良好なものでなければならない。ただし、場合によっては、「ふるい芝」を使用することができる。

2 芝は、雑草、樹木、根等を交えず、短葉で根茎が充実し、枯死するおそれのないものでなければならない。

3 芝は、採取後長時間にわたり天日に曝し、又は積み重ねて枯死させてはならない。また、適当に風通しを良くし、或は撒水するなど保管に注意しなければならない。

(目串)

第23条 目串は、特に品質、形状、寸法を示されないときは、活着の容易なヤナギ、ウツギ、竹又は折れにくい「割り木」等であって、長さ15～30cm、径0.8～2.5cmのものを標準とする。

2 竹串は、モウソウ竹又はマ竹の新鮮な大径のものを使用し、長さ18cm、幅2cm程度のもので、その頂部は節止めとし、先端の尖ったものでなければならない。

(客土、目土)

第24条 客土又は目土は、石れき、ごみ、雑草等の混入しない植物の生育に適した土壌で、施工現場への搬入前に見本を提出して、監督職員の承諾を受けなければならない。

(種子)

第25条 種子は、十分に成熟し発芽率が良く、病虫害の付着及び雑物の混入していないものでなければならない。また、種子の購入に際しては、発芽証明書を添付することを原則とする。

(肥料等)

第26条 肥料は、肥料取締法に定められたもので、その含有すべき有効成分が所定量のものでなければならない。

2 土壤改良剤は、公的機関の行う分析試験によって、成分が所定のもの以上であることを認められたものでなければならない。

3 肥料又は土壤改良剤は、直接、日光、雨水に曝さないように「覆い」等の防湿措置を講じた場所で保管するとともに、変質したものを使用してはならない。

(萱、雑草木株)

第27条 萱又は雑草木株は、根からみが良く充実した根茎をもつもので、古株を除かなければならない。また、萱又は雑草木株は、長さを30cm程度に切断し、株分けし、打違いに結束して1mの縄束にしたものを1束とする。

2 萱又は雑草木株は、採取後速やかに使用するように努めるとともに、使用までに日時を要する場合は、仮植又は「濡れむしろ」等で覆うなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽力を維持するよう保管しなければならない。

(わら、しゅろの加工品)

第28条 「わら縄」は径9mm以上、「しゅろ縄」は径3mm以上、「こも」は16通り編みの、いずれも新鮮なものでなければならない。

(袋 類)

第29条 袋類は、所定の寸法を有し、損傷のない新鮮なものでなければならない。

(鉄 線 籠)

第30条 鉄線籠は、機械編みとし、素材は亜鉛メッキ鉄線で所定の寸法、規格のものでなければならない。

(鉄 丸 釘)

第31条 鉄丸釘は、JIS A5508の規格に合格したものでなければならない。

(亜鉛引鉄線)

第32条 亜鉛引鉄線は、18番線以上を使用しなければならない。

(2次製品、その他)

第33条 使用する2次製品は、施工の時期及び場所の土質等に適合するものでなければならない。

2 その他の使用材料は、設計図書に示されたものであって、監督職員の承諾を受けたものでなければ使用してはならない。

## 第3章 植 栽

### 第1節 地 ご し ら え

(一 般)

第34条 施工区域内に設置された測量杭、標識等は、地ごしらえにより移動しないよう保存しなければならない。ただし、施工上止むを得ず移動させなければならないときは、監督職員の指示を受けなければならない。

(伐採、刈払い等)

第35条 雑草、つる、立木竹等(以下、「雑草木等」という。)は、監督職員から残地を指示されたものを除き、植付ける苗木の保護を勘案のうえ、可能な限り地際から伐採又は刈払い(以下、「刈払い等」という。)しなければならない。

(巻枯らし)

第36条 伐採を必要とする立木のうち胸高直径20cm以上のものは、監督職員の承諾を得て巻枯らしをすることができるものとする。

2 巻枯らしは、樹幹の地上高60cm内外のところを20cmの幅で、全周を木質部に達するまでの深さ(形成層まで)に完全に削りとらなければならない。

(雑草木等の処理)

第37条 刈払い等をした雑草木等は、特に監督職員の指示がある場合を除き、原則として枝払いをしたうえ適当な長さに切断し、施工区域外に搬出して処理しなければならない。

- 2 刈払い等をした雑草木等は、降雨時等に流出しないよう安全な場所に、安定した状態で処理しなければならない。
- 3 刈払い等をした雑草木等を、施工区域外に搬出、処理できないときは、監督職員の承諾を得て、施工区域内において横条置きに処理することができる。
- 4 刈払い等をした雑草木等を横条置きに処理するときは、枝条等が転落、飛散しないよう整理し、植付け及び保育等の作業に障害とならないように、現地の状況に応じて適切に処理しなければならない。

(全 刈)

第38条 全刈の施工区域内にある雑草木等は、すべて刈払い等をしなければならない。ただし、施工目的を達成するため監督職員が残地を指示したときは、この限りでない。

(筋 刈)

第39条 筋刈の筋の方向及び刈り分け路の設定方法については、監督職員の指示を受けなければならない。

- 2 筋刈の施工区域内にある雑草木等は、植付けた苗木が早期に活着するよう現地の立地条件を考慮して、幅1m程度に刈払い等をしなければならない。
- 3 残置部分の雑草木等の枝葉により、刈払い等の部分が覆われるおそれがあるときは、その部分(かぶり)を取除かなければならない。

(巢(坪)刈)

第40条 巢(坪)刈(以下、「巢刈」という。)の位置は、監督職員の指示によるものとし、必要に応じて巢と巢の間に刈り分け路をつくらなければならない。

- 2 巢刈の施工区域内にある雑草木等は、植付けた苗木の生育に支障とならない広さに刈払わなければならない。

(地ごしらえの方法)

第41条 施工区域内において、表土の流失及び寒害等のおそれのある所は、監督職員に協議しその指示により、筋刈又は巢刈としなければならない。

(前生樹の残置)

第42条 植付ける苗木の保護、又は風致景観上残置することが必要と認められる立木竹は、成林後の調和及び立木密度を考慮して、監督職員の指示により刈払い等をしてはならない。

(火入れの禁止)

第43条 地ごしらえ及び雑草木等の処理のための火入れは、原則として行ってはならない。

(張芝等の地ごしらえ)

第44条 張芝等の地ごしらえは、雑草木等を取り除いた後、機械等により深さ20cm程度まで耕し、地表面に高低のないよう整地しなければならない。

(その他)

第45条 その他、地ごしらえの施工に当たっては、前各条に掲げるもののほか監督職員の指示によるものとする。

## 第2節 仮 植

(仮植地)

第46条 仮植地は、施工区域又はこれに近接した場所で、陽当たり及び風当たりが少なく、水分の停滞しない緩斜面の畑地、又は伐採跡地等を開墾したところでなければならない。止むを得ず水田等を使用する場合は仮植の1ヶ月以前によく掘り起こし、土を細かくしておかなければならない。

- 2 仮植地の周囲には、溝を掘り水分の停滞を防がなければならない。

(苗木の運搬)

第47条 栽培地から仮植地までの運搬に当たっては、根を「こも」、「むしろ」等で包み、根又は根株若しくは根鉢（以下、「根等」という。）の乾燥の防止に留意し、乾燥が甚だしいときは水分を補給しなければならない。

（仮植）

第48条 高さ1m未満の苗木を仮植するための溝は列状に掘るものとし、その深さは15～20cm、法面の角度は45～60度とする。

2 高さ1m以上の苗木の仮植は、地表面から盛り上げて行うことを原則とし、止むを得ず植穴による場合は、第52条に準じて行わなければならない。

3 仮植地に到着した苗木は、直ちに荷造りを解き、苗木の衰弱防止の措置を講ずるとともに仮植しなければならない。

4 仮植前に苗木が蒸されたり、又は根が乾燥して樹勢が弱っている場合は、根を流水に浸す（以下、「水仮植」という。）等、苗木の活力を回復する措置を行ったうえで仮植しなければならない。

水仮植の日数は、樹種、衰弱度により異なるが、根が十分に水分を吸収して枝葉に至るまで元気を回復する程度とし、スギは2～3日、ヒノキ及びマツ類は1日程度とする。

5 仮植は、苗木を1列に根が重ならないように並べ、如露等で根に灌水し、枝葉に土が掛からないよう注意しながら幹の1/2～1/3又は最下枝まで土で覆い、苗木の両側を踏み固めた後再び土で覆い、根の間に隙間が生じないようにしなければならない。

また、乾燥が激しいときは、苗木の上から灌水しなければならない。

6 仮植後の天候、風当たり等により乾燥するおそれがある場合は、必要に応じ灌水し、さらに日覆い、防風柵等適宜の措置をとらなければならない。

7 仮植後、霜又は雪等による寒害を防止する必要がある場合は、「わら屑」又は「こも」等を薄く掛けるものとする。

8 鉢付きの苗木については、仮植地に到着後直ちに植付けできないときは、荷造りを解き仮植するとともに支保を行い、風倒等への措置を講じなければならない。

9 針葉樹の実生苗又は挿木苗は、仮植後数日間はそのままにして養生しなければならない。

（標識）

第49条 仮植は、樹種、規格ごとに区分して行い、それぞれ樹種、規格、本数を表示した標識を設けなければならない。

### 第3節 植 付 け

（時期）

第50条 植付けは、樹種ごとの植物生理をふまえて、適期に植付けしなければならない。

（苗木の選別）

第51条 仮植地において、衰弱、損傷又は病害虫に起因して、植栽後良好な生育の見込みのない苗木は、植付けてはならない。また、これらの苗木は、数量を確認のうえ監督職員に協議し、その指示により処置しなければならない。

(小 運 搬)

第52条 仮植地から植付け予定地に運搬（以下、「小運搬」という。）する苗木は、当日の植付けの可能な本数を限度とし、万一、残苗が生じたときは、再び仮植地に戻して丁寧に仮植又は完全な保護処置を請ずるとともに、翌日中には植付けなければならない。

2 小運搬に当たっては、仮植地において苗木の枝葉にかからないよう根部に散水（土が湿っているときは、省略することができる。）したうえ、根部を「こも」又は「むしろ」で包み、若しくは梢を口元にして苗木袋に入れて運搬するなど、苗木が乾燥しないように注意しなければならない。

3 小運搬した苗木は、植付け予定地付近に束仮植、又は流水があるときはこれに浸し、若しくは濡れた「こも」等で覆うとともに、植付け時においても作業者が各自苗木袋等に入れて携行し、根部の露出と乾燥を防がなければならない。

4 仮植地においては、小運搬のため掘取った場所と残った場所との境目を、よく踏み締めておかななければならない。

(植 穴)

第53条 植穴は、植付け位置を中心として、直径の1.5倍程度の範囲の地被物を、鍬等で取り除いたうえ所定の大きさに掘り、植物の成育に有害な雑物を取り除いて底部を柔らかく耕すとともに、中高に敷き均らさなければならない。

2 植穴の大きさは、設計図書で明示又は監督職員が指示する場合を除き、根株又は根鉢を有する苗木の植穴の上部直径は、根株又は根鉢の直径の1.5倍以上とし、深さは、根株又は根鉢の高さにほぼ等しい深さでなければならない。

3 根株又は根鉢を有しない苗木の植穴の大きさは、植付け位置を中心として60cm程度の地被物を取り除き、直径、深さともに30cm程度にしなければならない。

(植 付 け)

第54条 植付けに当たって、枝葉又は根の切除を必要とする苗木は、植付け前に監督職員に協議したうえで、枝葉又は根を切除しなければならない。

2 植付けの本数は、設計図書の明示又は監督職員の指示によるものとし、植付けの間隔は、原則として植付け本数に適合した方形植の間隔にしなければならない。また、前生樹を残置したとき及び筋刈又は巢刈による地ごしらえをしたとき、並びに岩石等の障害物があるときの植付け密度は、監督職員に協議しなければならない。

3 植付けする苗木は、特に設計図書及び監督職員の指示する場合を除き、地形等による風当たり等を考慮して、谷筋等の凹部には大型苗を、尾根筋等の凸部には小型苗を用いるよう努めなければならない。

4 景観を必要とする苗木については、方向、姿勢に留意し、監督職員に協議しなければならない。

5 ヒノキ等の葉の表面を南面させる必要のある樹種については、植付けに当たり十分注意しなければならない。

6 植付け箇所の土壌が苗木の生育に不適当な場合は、監督職員の承諾を得て、苗木の生育に適する土壌を客土しなければならない。この場合の客土は、原則として苗木を中心にして所定量を客土しなければならない。

7 長期間にわたり晴天が続き乾燥が激しい場合又は強風のときは、なるべく植付けを避けなければならない。

8 植付けは、植穴を十分に掘り苗木を垂直に立てて、根を植穴の中によく広げるものとし、植穴の中に雑草、落葉等を入れたり、細根が固まったままの状態や根を曲げたり巻いたりしてはならない。ただし、根鉢を有する苗木で、根巻き等の資材が腐朽しても発根及び生育に障害とならないものは、この限りでない。

9 植付けの深さは、次の各号によるものとし、深植又は浅植にならないよう、かつ、

根が露出しないように注意しなければならない。

- (1) 根株又は根鉢を有する苗木は、根株又は根鉢の最上部が植穴の表面（地表面）とほぼ等しくなる程度とすること。
  - (2) スギ、ヒノキ、マツ類の実生苗は最下位の枝の付け根、挿木苗は挿込み部分の1/2～1/3が、地上に出る程度とすること。
- 10 植付けに使用する埋土は、雑草木、落葉等の雑物の混入しない細土を使用しなければならない。
  - 11 根株又は根鉢を有しない苗木の植付けは、苗木を上を引き上げ気味に揺り動かしつつ埋土を植穴に満たすものとし、完了時には両足で苗木の周囲を、足跡が残らない程度まで踏み締めなければならない。
  - 12 根株又は根鉢を有する苗木の植付けは、探植とならないように注意し、原則として根株又は根鉢の周囲に埋土を入れ、埋土が根に密着するように水を注ぎながら、小棒で突き入れる作業を数回行う「水ぎめ」をし、水の引くのをまって植穴をすべて埋戻し、苗木の周囲に深さ12～15cm程度の水鉢を設けなければならない。
  - 13 植付け後の埋土の表面は、降雨等による埋土の流出を防ぐため、等高線状に平坦としなければならない。
  - 14 植付け後の埋土の表面は、植穴のため取り除いた地被物、落葉、枯草等（根の部分を除く）により、その表面を覆わなければならない。
  - 15 植付け後、苗木の整姿又は養生のため剪定等の必要がある場合は、監督職員に協議しその指示を受けて、「ふところ枝」、「あまり枝」、「からみ枝」等の剪定及びその他の必要な手入れを行わなければならない。

## 第4節 基 肥 等

（基 肥）

- 第55条 基肥を行うときは、植穴掘りの完了後土壌と肥料を攪拌して、肥料が苗木の根に接触しないようにしなければならない。
- 2 植付けしながら施肥するときは、肥料が根に直接触れないように施肥前に細土をかけて、苗木の根の先端部付近に施すものとし、施肥後は肥料が流出しないよう覆土しなければならない。
  - 3 施肥は、平坦地においては苗木の四隅に、また、傾斜地においては、植付けた苗木の斜面の上側に、おおむね半円状に施さなければならない。
  - 4 豪雨等により肥料が流失するおそれがあるときは、その直前の施肥は避けなければならない。

（土壌改良剤）

- 第56条 土壌改良剤は、植穴の中で細土と十分攪拌し、苗木の根に均一に接触できるように施さなければならない。

## 第5節 支 柱 等

（一 般）

- 第57条 支柱又は添木（以下、「支柱等」という。）の設置は、設計図書の明示又は監督職員の指示により行うものとし、原則として苗木の植付け後、即日取付けなければならない。止むを得ない事情により即日設置できないときは、仮支柱等を取付け、なるべく速やかに所定の支柱に改めなければならない。
- 2 支柱等の基部は、苗木の植付け前に、植穴の中に支柱等を入れて木槌等で打込み、又は支柱等を地中に埋め込みその根元に止杭を設けるなど、強固に固定しなければならない。

3 支柱等は、風向、美観を考慮してその方向を定めるものとし、とくに風向に対して直角に設けなければならない。

(3本立支柱)

第58条 高さが4.5m以上の独立の植付けた苗木には、所定の寸法、材質を有する丸太で、3本立支柱を設けなければならない。

2 支柱の傾斜は60度を標準とし、基部は地中に埋め込み、その根元に止杭を打込み釘止めとしなければならない。

3 支柱を苗木に取付ける地上高は、樹高の2/3の高さを標準とし、取付部の幹に杉皮を2枚通り巻き、その上を「しゅろ縄」で堅固に結束とし割縄かけとしなければならない。

(鳥居型支柱)

第59条 高さが4.5m未満の苗木には、所定の寸法材質を有する丸太で、2脚の鳥居型支柱を設けるものとする。

2 支柱の傾斜は70度を標準とし、横木の地上高は1.2mを標準とする。

3 結束の方法は、取付部の幹に杉皮を2枚通り巻き、その上を「しゅろ縄」で堅固に結束し割縄かけとしなければならない。

(唐竹支柱)

第60条 支柱の材料を丸太に代えて唐竹を使用する場合は、各型式ともすべて竹の先端を節止めとし、結束部には竹に浅く鋸目を入れ縄の遊動を防ぐほかは、丸太支柱に準ずるものとする。

(添木)

第61条 添木は、所定の材料を使用し、杭長の1/3を地中に埋め込み、幹が鉛直となるよう取付けなければならない。

2 幹との取付けは、杉皮を1枚通り巻き、その上を「しゅろ縄」で堅固に結束しなければならない。

3 添木に唐竹を使用する場合は、竹の先端を節止めとし、結束部には竹に浅く鋸目を入れて縄の遊動を防がなければならない。

(ぬのつなぎ)

第62条 植付けた苗木が接近している場合は、平均樹高の2/3の高さを標準として長丸太で水平の三角形を形成し、要所に3本立支柱を設けるものとし、丸太相互の接合は、鉄線又は「しゅろ縄」で結束し割縄かけとしなければならない。

(特殊支柱)

第63条 本章の前各条のほか特殊な支柱については、監督職員の指示によらなければならない。

## 第6節 張 芝

(べた張)

第64条 芝片を隙間なく交互に並べ丁寧に張付けたうえ十分に転圧し、目土を9～12mm目の「ふるい」で全面に厚薄のないように撒き、芝片の隙間に入るように掻き均らし、全面にわたり静かに撒水しなければならない。

(目地張)

第65条 芝片は、指定目地(標準目地の幅は4.5cm)をとって「いも継ぎ」とならないよう交互に並べて張るほか、「べた張」に準じて行わなければならない。

(市松張)

第66条 芝片1枚ごとに1枚の間隔をおいて市松模様張るほか、「べた張」に準じて行わなければならない。

(申止め)

第67条 傾斜地に芝を張る場合は、芝片1枚につき目串を2本以上打ち込まなければならない。また、法面、とくに崩れ易い法面や凍結、凍上の激しい箇所では、長目の目串を使用するほか「むしろ」で覆う等、冬期の寒さに対する養生を行わなければならない。

## 第4章 保 育

### 第1節 補 植

(補植)

第68条 補植の植付本数及び位置等は、設計図書及び監督職員の指示によらなければならない。

2 仮植、植付け等は、第3章第33～第62条に準じて行わなければならない。

### 第2節 下 刈

(一般)

第69条 下刈は、施工区域内における植付けた樹木及び残置木等の生育を阻害、並びにその他障害となる雑草木等を、可能な限り地際から刈払うものとし、植付けた樹木及び残置木を損傷させてはならない。

2 刈払い中において、倒伏又は埋没した植付け樹木及び残置木があるときは、適宜の措置を請ずるとともに、その状況を監督職員に報告しなければならない。

3 刈払いした雑草木等は、植付けた樹木及び残置木の生育に支障がないように、施工区域内に低く処理するとともに、降雨、強風等により流出又は飛散しないよう安定した状態で整理し、林地の乾燥防止に努めなければならない。

ただし、監督職員により施工区域外への除去を指示されたときは、この限りではない。

4 風衝地又は寒冷地等で植付けた樹木及び残置木が枯損のおそれがある場合は、監督職員の指示により施工方法を変更し、条刈又は単刈とすることができる。

(全刈)

第70条 全刈は、植付けた樹木及び残置木を除く施工区域内の雑草木等を、前条に従いすべて刈払わなければならない。

(条刈)

第71条 条刈は、刈幅内(おおむね植付けた樹木及び残置木の両側60cm以上)の植付けた樹木及び残置木以外の雑草木等を、前第69条に従いすべて刈り払わなければならない。

2 刈幅以外の区域にあって、生長が旺盛で植付けた樹木及び残置木に被圧、その他生育の障害となるおそれのある枝葉についても刈払わなければならない。

### 第3節 つ る 切 り

(つる切り)



- 第72条 つる類は、地際から切取るとともに、植付けた樹木及び残置木に巻きついて  
いるものは、枝葉を損傷しないよう丁寧に取除かなければならない。
- 2 つるの切株は、その切口を鉋等で割り傷をつけるなど、つるの枯死又は再生力の減  
殺に努めなければならない。

## 第4節 追 肥

(追 肥)

- 第73条 肥料は、植付けた樹木及び残置木の根の先端部の地表に撒布するものとし、  
特に幼木に施肥をするときは、肥料が直接、植付けた樹木及び残置木に触れないよう  
に注意しなければならない。
- 2 傾斜地における施肥は、植付けた樹木及び残置木の斜面の上側に、おおむね半円状  
に施さなければならない。
- 3 豪雨等により肥料が流出するおそれがあるときは、その直前の施肥は避けなければ  
ならない。

## 第5節 除 伐

(除 伐)

- 第74条 除伐は、残置を必要とする立木の生長を阻害、及び林相の改善によって期待  
する保安林機能の維持増強に障害となる立木竹を、伐採しなければならない。
- 2 立木竹を伐採する株の高さは、原則として地上30cm以内とし、地形等の制約のため  
これにより難しい場合は、監督職員の指示により変更することができる。
- 3 伐採した木竹は、すべて地表面に横たえて処理するものとし、「かかり木」等があっ  
てはならない。
- 4 伐採した木竹は、今後の保育作業の障害及び降雨時の流出によって災害の原因とな  
らないように、施工区域内に安定した状態で処理しなければならない。  
ただし、監督職員の指示があった場合は、この限りでない。

## 第6節 枝 落 し

(枝 落 し)

- 第75条 枝落しは、保安林機能の維持増強を図るため、林内照度を高め下層木及び地  
被類の生長を阻害する要因を除くことを目的とする。
- 2 枝落しは、林縁木を除き、切口ができる限り樹幹に接し、かつ、平滑になるように  
丁寧に枝を切断しなければならない。ただし、枝隆（枝の基部に生ずる隆起したとこ  
ろ）を切断するときは、枝隆の先端部を幹に平行に切断するものとする。
- 3 枝落しに当たっては、樹幹に傷をつけたり樹皮を剥離しないように注意しなければ  
ならない。  
このため、上方からの打おろしは、切断部を損傷しやすいのでこれを避け、鎌、枝  
打鉋及び枝打鋸等を使用し、側方打としなければならない。また、大きな枝等で枝落  
しにより樹幹を剥皮、損傷するおそれのあるときは、枝の付け根から30cm程度のとこ  
ろで一旦枝を切り落としたのち、再度丁寧に枝落しを行うなど、適当な処置を講じな  
なければならない。
- 4 枝落しの高さ（杖落し部分の幹の長は）は、設計図書及び監督職員の指示によら  
なければならない。
- 5 枝落しされた枝条は、今後の保育作業の障害及び降雨時の流出に伴う災害が発生し

ないよう、施工区域内に安定した状態で処理しなければならない。  
ただし、監督職員の指示があった場合は、この限りでない。

## 第7節 本数調整伐

(本数調整伐)

- 第76条 本数調整伐は、保安林機能の維持増強を図るため、適切な林分密度を確保する手段として、不要の立木を淘汰する伐採である。
- 2 本数調整伐の実施に先立って、施工区域を踏査し、地形、風衝、林相変化、疎開の程度、樹型級等について調査し、選木に当たっての資料収集を行わなければならない。
  - 3 選木に当たっては、あらかじめ監督職員の指示を受けなければならない。
  - 4 前第2項の調査結果を踏まえ監督職員と協議のうえ、林相区分ごとに標準地を設定し、設計図書及び監督職員の確認をうけて、標準地が所定の林分密度となるように本数調整伐を行い、その施工結果について監督職員の確認、承諾を受けなければならない。
  - 5 本数調整伐は、前第4項の承認を得た標準地における施工結果を標準として、施工地全域にわたり適切に行わなければならない。
  - 6 施工に当たっての資料は、設定した標準地ごとに、本数調整伐の施工前及び施工後の資料を整理し、監督職員に提出しなければならない。
  - 7 伐倒木は、すべて地表面に横たえて処理するものとし、「かかり木」等があってはならない。
  - 8 伐倒木は、今後の保育作業の障害及び降雨時の流出による災害の原因とならないよう、施工区域内に安定した状態で処理しなければならない。
  - 9 受注者は、伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。

## 第5章 簡易施設

### 第1節 鉄線籠工

(鉄線籠工)

- 第77条 鉄線籠工は、丁張を設けて施工し構造物が波をうたないようにするとともに、現場になじむように仕上げなければならない。
- 2 盛土及び埋め立てた場所、並びに地盤の軟弱な場所等に設置する場合は、特に施工後において沈下することのないよう、入念に基礎地盤を安定させたい施工しなければならない。
  - 3 鉄線籠の敷設に当たっては、設計図書に従い地ごしらえのうえ、間割りをして籠頭の位置を定めなければならない。また、詰石を行うときは、法肩及び屈折部が偏平とならないように留意しなければならない。
  - 4 連続して設置する場合の籠の連結は、銅網と同一規格の長さ1m以上の鉄線で、1m間隔に2重巻きにして緊結しなければならない。
  - 5 詰石は、清浄、堅硬及び耐久性がある良質のもので、大きさは網目の1.5倍を標準としなければならない。
  - 6 詰石は、外回りになるべく大きい石を選び、籠の先端から逐次丁寧に詰め込むものとし、籠に損傷を与えるような詰かたをしてはならない。
  - 7 鉄線籠の止杭は、設計図書に基づき所定の品質、寸法のものを使用するものとし、

元口を鋭角に削り、打ち込まなければならない。

## 第2節 丸太積土留工

(丸太積土留工)

第78条 丸太積土留工に使用する止杭、横木、控木等の材料は、設計図書及び監督職員の指示によらなければならない。ただし、設計図書の明示又は監督職員の指示がないときは、原則として次号によらなければならない。

- (1) 止杭は、末口径8cm以上、長さは0.7m以上のもので、その元口を鋭角に削らなければならない。
- (2) 横木は、末口径10cm以上で、長さは2.0m以上とする。
- (3) 控木は、末口径10cm以上で、長さは80cm以上とする。
- 2 止杭及び控木の間隔は0.9mを標準とし、完成後の構造物は、法3、法長1.1mを標準とする。
- 3 横木と控木は、ボルト、釘又は鉄線等で緊結し、隙間には土砂、れき等を詰めて、十分突き固めなければならない。
- 4 控木によって生ずる空隙部分には、萱株、雑草木等を植付けて、土砂の流出を防ぎ、埋土の安定を図らなければならない。
- 5 丸太積土留工は、天端をほぼ水平に波をうたないように仕上げなければならない。

## 第3節 柵 工

(一 般)

第79条 地山の部分に階段を切り付けて柵工を設ける場合は、設計図書の明示又は監督職員の指示があった場合を除いて、階段の幅0.3~0.5m、高さ0.5mを標準としなければならない。

- 2 柵工に使用する杭は、腐朽しにくい所定の品質、規格を有する通直なものでなければならない。
- 3 杭の打ち込みに当たっては、少なくとも杭の長さの1/2以上打ち込まなければならない。
- 4 柵工の仕上げは、各段ともにその天端が水平となるように仕上げなければならない。

(編 柵 工)

第80条 杭は、床ごしらえ面に垂直に打ち込むものとし、床ごしらえをしない場合は、斜面に直角な角度と垂直線の2等分の角度で打ち込まなければならない。

- 2 帯梢等の編み上げは、肥沃な土壌を隙間のないように裏込めし、活着の容易なヤナギ、ウツギ等を挿木し、萱又は雑草木株を植付け踏み締めて仕上げなければならない。
- 3 編柵工の編上げ高は、50cmを標準とする。
- 4 編柵に当たっては、上端の2本だけは抜けないように十分捻じりながら施工しなければならない。また、必要に応じ上端の帯梢が抜けないように鉄線等で緊結しなければならない。

(丸太柵工)

第81条 丸太柵工に使用する杭は、末口径9cm以上とし、その内側に使用する横木は、末口径6cm以上のものを使用しなければならない。

- 2 杭の打ち込み間隔は0.75m以内、横木は垂直に積上げるものとし、その高さは50cmを標準とする。
- 3 杭は、床ごしらえ面に垂直に打ち込むものとし、床ごしらえをしない場合は、斜面

に直角な角度と垂直線の2等分の角度で打ち込まなければならない。

- 4 横木は丸太等が抜けないよう釘又は鉄線で杭に固定しなければならない。
- 5 杭の打ち込み完了後、横木を隙間のないように積み上げたうえ埋土をし、所定の数量の萱又は雑草木株を植付け、踏み締めて仕上げなければならない。

(2次製品を用いた柵工)

第82条 縦壁を形成する部材は、1段の施工で所定の高さとするを原則とし横繋ぎは、杭又は支柱のところでも重複させなければならない。

- 2 その他の施工に関しては、設計図書に定める場合を除き、本節の各条項に準じて行わなければならない。

## 第4節 筋 工

(一 般)

第83条 筋工の施工順序は、原則として山腹斜面の上方から始め下方に向かって、順次行わなければならない。

- 2 斜面の整地は、上方から下方に向かって順次凹凸のないように均し、根株、転石、その他地盤を軟弱にさせるものを除去しなければならない。
- 3 筋工の仕上げは、各段ともに、その天端が水平となるように仕上げなければならない。

(石 筋 工)

第84条 石筋工は、幅50cm程度の階段を切り付け、犬走りを10cm程度設け所定の石材を使用して、3分の法勾配で高さ50cm内外に積上げ、背後に埋土を入れて踏み締めなければならない。

- 2 萱又は雑草木株は、所定の数量を、積石の全面に分散して植付けて仕上げなければならない。

(萱 筋 工)

第85条 萱筋工の階段幅は30cmを標準とし、犬走りを10cm程度設け、所定の数量の萱又は雑草木株を敷き並べたうえ、埋土を入れて踏み締めて仕上げなければならない。

- 2 階段を設けない場合の萱筋工の間隙は、直高50cmを標準とし、所定の数量の萱又は雑草木株を帯状に植付け、十分踏み締めて仕上げなければならない。

(丸太筋工)

第86条 丸太筋工は、階段を幅30cm程度に設け、末口径9cm以上の杭を0.7m以内の間隙で打ち込み、その内側に横木を垂直に高さ30cm内外に積上げてその背後に埋土を行い、埋土を踏み締めて仕上げなければならない。

- 2 萱又は雑草木株は、横木の隙間に所定の数量を植え付けなければならない。

(芝 筋 工)

第87条 芝筋工は、幅30cm程度の階段を水平に切り付けた後、犬走りを10~20cm程度に設け、所定の数量の切芝を敷き並べたうえ、埋土を入れて踏み締めて仕上げなければならない。

- 2 階段を設けない場合の芝筋工の間隔は、直高50cmを標準とし、等高線上に所定の切芝が入る溝を切付けて切芝を並べ、切芝相互及び床ごしらえ面との間に隙間が生じないように転圧したうえ、上下の隙間を土砂で充填し、地表面と切芝面が一樣の平面となるよう仕上げなければならない。

なお、必要に応じて作業用階段を設けるものとする。

- 3 目串は、なるべく活着の容易なヤナギ、ウツギ等で、長さ15~30cm、直径0.8~2.5cm

のものを、長さの 2/3 内外を挿入しなければならない。

(植生袋筋工)

第 88 号 植生袋筋工は、本節前各条に準じて施工するほか、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 袋詰めに用いる土は、有機質を含む腐植土とし、用土と肥料及び種子は、設計図書に定める割合で同時に混合しなければならない。

(2) 混合した用土を詰めた袋は、その端部を針金又はホッチキスを用いて止めるものとし、小運搬及び張り付けのとき損傷しないよう注意しなければならない。

(3) 目串は、挿込みによる植生袋の損傷を最小限にするため、その先端を鋭利にしなければならない。

(その他 2 次製品を用いた筋工)

第 89 号 2 次製品を用いた筋工の施工に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

(1) 用土及び種子等を袋状の製品に詰め合わせたもの（以下、「袋等」という。）を使用する場合の袋等を固定するための目串は、その先端が鋭利なものでなければならない。

(2) 袋等は、すべて地表面に密着するように施工しなければならない。

## 第 5 節 作業用歩道

(一 般)

第 90 号 作業用歩道は、設計図書又は監督職員に指示された位置に設けなければならない。

2 歩道の路面幅は、設計図書に定められたもの以上とし、仕上がりの路面は、ほぼ平坦となるよう切土又は盛土をして仕上げなければならない。

3 切取土砂は、周辺の環境及び災害防止等を勘案し、適切に処理しなければならない。

4 流水、滞水又は湧水のおそれがある所は、監督職員に協議のうえその指示に従い、排水の措置を講じなければならない。

5 歩道の設置に伴う雑草木等の刈払い等は、必要最小限にとどめるとともに、施工の障害となる有益な草本類、立木竹等は、その周辺に丁寧に移植しなければならない。

6 その他特に環境保全を目的とする森林整備に係るものについては、必要な都度、監督職員に協議しその指示に従わなければならない。

## 第 6 章 か し 担 保

### 第 1 節 枯 補 償

(植 栽 木)

第 91 号 受注者は、植付けた苗木が工事引渡後 1 年以内に、枯死又は枝条が枯損し形姿の不良化に伴い景観上支障が生じた場合、若しくは枝条等の枯損により樹勢が衰え回復の見込みがない場合（以下、「枯損等」という。）は、監督職員の指示により受注者の負担において、植付けた苗木と同等又は同等以上の品質、形状のものを植付け、検査職員の確認を受けなければならない。ただし、発注者からの支給品及び購入先を

指定されたもの、並びに原因が監督の指示によるものと認められる場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項により補償した苗木であっても、苗木及び植付けの「かし」により再び枯損等をしたときは、前項に基づく枯補償をしなければならない。
- 3 受注者は、天災、その他止むを得ない理由により工事引渡後1年以内に、枯死又は形姿の不良、若しくは回復の見込みがない場合の処置は、監督職員に協議しなければならない。
- 4 本条前各項の枯補償は、枯損等の苗木が次の各号に該当する場合に、すべての枯損等の苗木について、枯補償を行わなければならない。
  - (1) 苗木の高さが、3m以上のものは、植付けた苗木の1本以上。
  - (2) 苗木の高さが、1m以上3m未満のものは、植付けた苗木の2%以上。
  - (3) スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、ハンノキ、ヤシャブシ等の山出し苗については、植付けた苗木の10%以上。

(張 芝)

第92条 受注者は、施工した張芝が工事引渡後1年以内に、枯死又は発育不良となり回復の見込みがない場合（以下、「枯死等」という。）は、監督職員の指示により受注者の負担において、施工した張芝と同等又は同等以上の品質、形状のものを張付け、検査職員の確認を受けなければならない。

- 2 枯補償した張芝が再び枯死等をしたとき、又は天災等の事情による枯死等については、前条第2項又は第3項に準ずるものとする。

## 第2節 工作物補償

(一 般)

第93条 受注者は、設置した工作物が工事引渡後1年以内に、滅失又は「き損」、若しくは「き損」のおそれがある変状を生じた場合は、監督職員の指示により受注者の負担において、再設置又は補償を行い、検査職員の確認を受けなければならない。

- 2 設置した工作物の滅失、「き損」又は変状の原因が、天災、購入先の指定又は監督職員の指示によるものと認められるときは、前項の規定は適用しない。